

KURURU取扱規則等の一部改正(案) について

1 改正の理由

令和7年3月に導入する東日本旅客鉄道株式会社のSuica機能が備わった新しいKURURUの運用開始に伴う、現行KURURUのサービス終了を明記するため、KURURU取扱規則、おでかけパスポート取扱規則、高山村ふれあいパスポート取扱規則、飯綱町IIZUNAであるきバスカード取扱規則及び小川村まめってえバスカード取扱規則の一部を改正するもの

2 改正案の内容

(1)KURURU取扱規則

項目名	条文番号	一部改正の内容
(使用方法)	第9条第4項	(新設) 令和7年2月15日から4月13日までの間にIC定期乗車券を用いて乗車する際に乗務員に提示する旨を規定
(利用範囲・利用制限)	第10条第2項	(新設) 令和7年2月15日以降IC定期乗車券以外の使用ができなくなる旨を規定
	第10条第3項	(新設) 令和7年4月14日以降IC定期乗車券の使用ができなくなる旨を規定
(カードの失効)	第17条第5項	(新設) 令和8年3月31日の終了を以て全てのKURURUが失効する旨を規定
(KURURUカードの解約及び払戻し)	第32条第1項	払戻しの申請期限を令和8年3月31日までと規定

(2)おでかけパスポート取扱規則

項目名	条文番号	一部改正の内容
(おでかけパスポートの使用 方法)	第4条第 2項	(新設) 令和7年2月15日から28日までの間に乗車する際 は乗務員に提示する旨を規定
(制限事項)	第5条第 2項	(新設) 令和7年3月1日以降使用できなくなる旨を規定
(カードの失 効)	第9条第 2項	(新設) 令和8年3月31日を以てカード失効する旨を記載
(おでかけパ スポートの解 約及び払戻 し)	第17条第 1項	払戻しの申請期限を令和8年3月31日までと規定

(3)高山村ふれあいパスポート取扱規則

項目名	条文番号	一部改正の内容
(高山村ふれあ いパスポート の使用法)	第4条第 2項	(新設) 令和7年2月15日から28日までの間に乗車する際 は乗務員に提示する旨を規定
(制限事項)	第5条第 2項	(新設) 令和7年3月1日以降使用できなくなる旨を規定
(カードの失 効)	第9条第 2項	(新設) 令和8年3月31日を以てカード失効する旨を記載
(高山村ふれ あいパスポー トの解約及び 払戻し)	第17条第 1項	払戻しの申請期限を令和8年3月31日までと規定

(4)飯綱町IIZUNAであるきバスカード取扱規則

項目名	条文番号	一部改正の内容
(飯綱町IIZUNA であるきバス	第4条第 2項	(新設)

カードの使用 方法)		令和 7 年 2 月15日から28日までの間に乗車する際 は乗務員に提示する旨を規定
(制限事項)	第 5 条第 2 項	(新設) 令和 7 年 3 月 1 日以降使用できなくなる旨を規定
(カードの失 効)	第 9 条第 2 項	(新設) 令和 8 年 3 月31日を以てカード失効する旨を記載
(飯綱町 IIZUNAである きバスカード の解約及び払 戻し)	第17条第 1 項	払戻しの申請期限を令和 8 年 3 月31日までと規定

(5)小川村まめっえバスカード取扱規則

項目名	条文番号	一部改正の内容
(小川村まめっ てえバスカー ドの使用方法)	第 4 条第 2 項	(新設) 令和 7 年 2 月15日から28日までの間に乗車する際 は乗務員に提示する旨を規定
(制限事項)	第 5 条第 2 項	(新設) 令和 7 年 3 月 1 日以降使用できなくなる旨を規定
(カードの失 効)	第 9 条第 2 項	(新設) 令和 8 年 3 月31日を以てカード失効する旨を記載
(小川村まめ ってえバスカ ードの解約及 び払戻し)	第17条第 1 項	払戻しの申請期限を令和 8 年 3 月31日までと規定

3 施行期日

令和 6 年 8 月29日 (木曜日)

4 新旧対照表

別紙のとおり